

令和7年度 我が社の脱炭素経営促進事業費補助金 募集要項

令和6年度の実施内容から変更がありますので、本募集要項の内容を必ずご確認の上、申請してください。
※補助対象者、補助対象事業、補助対象期間、交付申請に必要な書類等については、特にご留意ください。

(目 次)

■ 本補助金関係資料の掲載先（ウェブサイト）	2
■ 補助金の申請期間	2
■ 申請方法	2
■ 補助金申請等の流れ	3
■ 申請や事業実施にあたっての重要事項	3

【本事業の内容、事務手続きについて】

1. 事業の目的	4
2. 補助対象施設	4～5
3. 助成メニュー（補助対象事業、対象経費）	5～6
4. 補助金の補助率と上限額	6
5. 補助対象期間	6
6. 交付申請に必要な書類（交付申請書類）	7
7. 事業内容の変更	7
8. 実績報告	7
9. 実績報告に必要な書類（実績報告書類）	8
10. 補助金の支払	8
11. 問い合わせについて	8



令和7年3月
秋田県生活環境部温暖化対策課

■本補助金関係資料の掲載先（ウェブサイト）

申請様式等の関係資料は、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しておりますので、以下のウェブサイトのページにアクセスし、関係資料を入手してください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/79732>

※トップページのサイト内検索で「79732」と入力すると上記のページにアクセスできます。

■補助事業対象期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

- 申請期間は4月1日からになります。補助金の申請をお考えの方は、申請期間の開始前においても、上記ウェブサイトや本募集要項により、交付申請に必要な書類を確認し、適宜申請に向けた準備を進めてください。
- 予算の関係で、申請状況によっては、申請期間中であっても募集を終了する場合があります。
- 本補助金は、申請受付順で採択することになります。
 - ※ 書類審査等の関係で、申請しても採択されない場合があります。
 - ※ 令和6年度募集の本補助金を受けた事業者は、令和6年度に利用した助成メニューの再申請はできません。ただし、未活用の助成メニューは申請可能ですので、ぜひ御活用ください。
- 複数の助成メニューを申請する際は、まとめて申請いただけます。

■申請方法

（１）電子ファイルでの申請【推奨】

所定の様式及び申請内容を確認する書類の電子ファイルを次の申請受付先までメールにてお送りください。

申請受付先

en-ondanka@pref.akita.lg.jp（生活環境部温暖化対策課代表メールアドレス）

（２）郵送又は持参

所定の様式及び申請内容を確認する書類を次の申請受付窓口まで郵送又はご持参ください。

申請受付窓口

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 5階
生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

■交付申請書の記載方法

県公式ウェブサイト（コンテンツ番号 79732）において交付申請時の様式1・様式2の記入例を公開していますので、ご参照ください。

■補助金申請等の流れ

次ページ「申請フロー図」を参照ください。

R7 我が社の脱炭素経営促進事業費補助金の申請フロー図

【確認】あきたゼロカーボンアクション宣言を登録しているか。

YES

NO

★申請する補助事業の完了までに宣言の登録申請を行う
(次の書類を温暖化対策課に提出)

- ・あきたゼロカーボンアクション宣言登録等申請書(様式第1号)
- ・あきたゼロカーボン達成に向けた取組シート(様式第2号)



宣言登録完了(県から宣言書を交付)

(1) 補助金交付申請を行う(次の書類を温暖化対策課に提出)

- ・[様式1] 我が社の脱炭素経営促進事業費補助金交付等申請書(兼実績報告書)
- ・[様式2] 事業実施計画書・収支計画書(兼事業実績書・収支精算書)
- ・その他知事が必要と認める書類(例えば、導入する可視化サービスの内容と金額が分かる書類(見積書)等)

書類審査を経て、県が補助金の交付を決定(申請者に文書で通知)

(2) 事業に着手(※ 補助金の交付決定日以降の契約・支出から補助対象となります。)

可視化サービスの導入活用・省エネ診断の受診等

正式にサービス利用を申込(契約)

サービスの利用

サービス利用料等の支払い

脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援

従業員等が必要な講座やセミナーを受講
(実施機関が指定又は推奨するのみに限る。)

受講料の支払い・受験料の支払い

従業員等が受験・合格(登録料の支払い等)

事業実施計画(又は変更計画)のとおり完了

事業内容を変更する場合

書類審査を経て、
県が変更を承認

(3) 補助事業の実績報告を行う
(次の書類を温暖化対策課に提出)

- ①[様式1][様式2](再掲)
※交付決定を受けた申請書に実績額等を記載したもの
 - ②[様式7]債権者登録票
 - ③ その他実績の確認に必要な書類(写し可)
- 【例1】可視化サービスの導入利用
- ▶ CO₂排出量等視化サービスの月額利用料の領収書等
 - ▶ 補助事業期間内のCO₂排出量を確認できる電子データ等
- 【例2】省エネ診断の受診等
- ▶ 省エネ診断等の利用(診断)料金の領収書等
 - ▶ 省エネ診断報告書、省エネ実施計画書等
- 【例3】脱炭素経営アドバイザー資格取得支援
- ▶ 取得支援を行った従業員等の合格証
 - ▶ 合格者の在職を証明する書類(健康保険証(社保)等)
 - ▶ 申請者が支払った補助対象経費の領収書等

(2)-2 変更承認申請を行う
(次の書類を温暖化対策課に提出)

- ①[様式1][様式2](再掲)
※交付決定を受けた申請書に変更内容を記載したもの
- ②変更する内容を確認できる書類

書類審査を経て、県が補助金の額を確定(申請者に文書で通知)

(4) 確定した額の補助金を請求
([様式8]請求書を県に提出)

県から申請者に補助金を支払う

■申請や事業実施にあたっての重要事項

- 補助事業の着手は補助金の交付決定通知日以降になります。
※交付決定日以前に発注や契約を行った場合は、補助金をお支払いできません。
- 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象となりません。
※交付申請書類等に記載する補助対象経費は、「消費税及び地方消費税」を除いて記載してください。
- 申請に当たって、所定の様式以外の添付資料は各助成メニューで異なります（※を参照）。
- 実績報告書類の提出期限は、令和8年3月31日が最終期限となりますが、早めに事業が完了した場合には補助事業の終期前であっても実績報告書の提出が可能です（補助金の支払いをスムーズに行うことができますので、早めの実績報告に御協力ください）。
- 交付決定後の事業実施に当たっては、P11「12 実績報告に必要な書類」を確認しながら進めてください。
- 補助金の交付対象に該当しない事実や不正等が発覚した場合には、交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。
- 県税（延滞金及び加算金を含みます。）に滞納がある場合、補助金の交付対象となりません（※「3 応募資格者」（3）を参照（P5））。滞納の有無については、県温暖化対策課から総合県税事務所に直接照会しますので、滞納の有無について照会されることを了解のうえ申請してください（納税証明書等の添付は不要です）。

【本事業の内容、事務手続きについて】

1 事業の目的

この補助金は、事業活動におけるエネルギーコストとCO₂排出量の削減に向けて、従業員等の脱炭素アドバイザー資格^{※1}の取得支援、CO₂排出量等可視化サービス^{※2}の新規導入、省エネ診断の受診等^{※3}に取り組む県内中小事業者に対して取組に係る経費を助成し、県内中小事業者の脱炭素経営への転換を促すことを目的としています。

※1 脱炭素アドバイザー資格

環境省が脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドラインに基づいて認定した脱炭素に関わる民間資格。詳細は次のURL（環境省公式サイト）よりご確認ください。

https://policies.env.go.jp/policy/decarbonization_advisor/

※2 CO₂排出量等可視化サービス

事業活動で使用したエネルギー使用量等を基に二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガス排出量を算定、そのデータを蓄積し、自社の排出状況を見える化するデジタルサービス。

※3 省エネ診断（及び省エネ伴走支援サービス）

省エネ診断とは、エネルギー管理のプロフェッショナルが施設や設備の仕様や運用状況等を基にエネルギーの使用状況を診断し、効率的なエネルギー使用方法などを提案するサービス。

省エネ伴走支援サービスとは、省エネ診断の結果などを基に、経営計画などを踏まえた省エネ実践計画などの策定等を支援するサービス。

2 補助対象者

県内に主たる事業所を有し、「あきたゼロカーボンアクション宣言[※]」登録事業者である又は補助事業の完了までに宣言登録事業者となることを誓約した中小事業者です。

なお、中小事業者の定義は、次表のとおりです。

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する者のほか、会社法人以外の法人*及び個人事業主のうち、下表に定める主な業種に応じた常時使用する従業員の数の要件に該当する者

主な業種	常時雇用する従業員の数
小売業（飲食店を含む）	50人以下
サービス業（宿泊業等）	100人以下
卸売業	100人以下
運輸業その他の業種	300人以下

※会社法人以外の法人の例

社会福祉法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、農事組合法人、事業協同組合など

また、次の各号に該当する者は対象外となります。

- (1) みなし大企業
- (2) 国税及び地方税に未納がある事業者
- (2) 秋田県暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団又は暴力団員等と関わりのある事業者
- (3) 補助金等交付申請日、又は補助金等交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申し立てがなされている事業者
- (4) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者
- (5) 政治活動及び宗教活動を行う事業者

※ あきたゼロカーボンアクション宣言については、次の URL（秋田県公式サイト美の国あきたネット（コンテンツ番号 71118））をご確認ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/71118>

3 助成メニュー（補助対象事業、対象経費）

(1) 各助成メニューの補助金交付対象事業、対象経費、補助率及び補助上限額は、次表のとおりです。

No.	補助金交付対象事業	補助対象経費
1	従業員等による脱炭素アドバイザー資格の取得支援	1 脱炭素アドバイザー資格の受験料 （同一の資格を複数回受験した場合は、1回分を対象とする。） 2 脱炭素アドバイザー資格の登録料 3 脱炭素アドバイザー資格の受験又は登録に関し、受験する資格制度の実施機関（以下「実施機関」という。）が受講を推奨する講座等の受講料 （同一の講座等は、原則として1人当たり1回までを対象とする。） 4 脱炭素アドバイザー資格の受験又は登録に関し、資格試験を運営する機関が購読を推奨するテキスト等の購入費 （同一のテキスト等は、原則として1人当たり1冊までを対象とする。）
2	CO ₂ 排出量等可視化サービスの導入利用	補助対象期間内に新たに導入し、利用したCO ₂ 排出量等可視化サービスの月額使用料 ※ ¹ 対象となるCO ₂ 排出量等可視化サービスは、県内に本店等を有する地元金融機関又は経済産業省資源エネルギー庁の省エネ・地域パートナーシップの県内パートナー金融機関（以下「金融機関」という。）のほか、金融機関と提携して中小事業者向けに省エネ・脱炭素化支援を実施している事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が提供するサービス

2	CO ₂ 排出量等可視化サービスの導入利用	に限る。 ※² 導入に係る初期費用は対象外とする ※³ 年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料相当額を対象とする ※⁴ 無料期間など、月額料金が発生しない期間がある場合は、当該期間を除いて補助金を算定する
3	省エネ診断の受診等	補助対象期間内に利用した省エネ診断等の費用 ※¹ 費用が補助対象となる省エネ診断等は次のとおり ア 国の補助金が充当されている省エネ診断 イ サービス提供事業者が提供する省エネ診断 ウ 上記ア及びイの省エネ診断を提供している事業者等が提供する省エネ伴走支援の利用料 ※² 補助対象期間内に複数の省エネ診断等を受診した場合は、それぞれの診断費用の合計を基に補助金を算定する

<補足情報>

No.3 ※¹アに該当する省エネ診断の例については、次の URL（経済産業省資源エネルギー庁公表資料）をご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/pdf/shindan_flowchart.pdf

省エネ・地域パートナーシップについては、次の URL（経済産業省資源エネルギー庁公式サイト）をご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/chiiki_partnership/index.html

(2) 同一の対象経費について、国、県、市町村等が実施する他の補助制度等の事業と重複して補助対象とすることはできません。ただし、市町村が実施する本補助金への上乗せ補助についてはこの限りではありません。

4 補助金の補助率と上限額

各助成メニューの補助率と上限額は、次表のとおりです。

No.	補助金交付対象事業	補助率	上限額
1	従業員等による脱炭素アドバイザー資格の取得支援	1/2 以内	1 万円
2	CO ₂ 排出量等可視化サービスの導入利用	10/10	6 万円（1 ヶ月当たり 1 万円以内） ※ただし、No.3 と合わせて申請する場合は、9 万円。
3	省エネ診断の受診等	1/2 以内	1 万円

5 補助対象期間

補助対象期間は、「交付決定通知」の通知日から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

※ 対象期間内に、発注や契約を行い、計画したすべての取組を完了し、支払いを済ませ、実績報告書類を提出することが必要です。

※ 県からの交付決定通知は、申請から概ね 1 週間以内に発出される見込みです。ただし、審査状況によっては通知の発出が見込みより遅くなる場合がありますので、予め御了承ください。

※ 交付決定より前に、発注や契約を行うことは認められませんのでご注意ください。

6 交付申請に必要な書類（交付申請書類）

交付申請に必要な書類は、次の表のとおりです。申請後に、必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがありますので、連絡等を受けた場合は速やかに対応してください。

No.	補助金交付対象事業	共通	添付書類
1	従業員等による脱炭素アドバイザー資格の取得支援	様式1 ・ 様式2	- 取得予定資格の内容及び受験料等の対象経費を確認できる書類（実施機関が発行する見積書のほか、受験料等が掲載されている実施機関の公式ページのスクリーンショット等でも可） - 対象経費のうち、テキスト代や受講料については、実施機関が推奨又は指定している事実を確認出来る書類のほか、税抜きの販売額又は受講料が記載された見積書等 （実施機関が購入又は受講を推奨又は指定している旨及び販売額や受講料が記載されている実施機関の公式ページのスクリーンショット等でも可）
2	CO ₂ 排出量等可視化サービスの導入利用		導入予定のCO₂排出量等可視化デジタルサービスを提供しているサービス提供事業者が発行した①サービス名称及び内容、②税抜き月額利用料（又は年額利用料）、③利用期間が記載された見積書等
3	省エネ診断の受診等		利用予定の省エネ診断又は省エネ伴走支援サービスを提供するサービス提供事業者が発行した①省エネ診断又は省エネ伴走支援サービスの内容、②税抜き診断料又は利用料、③受診又は利用を予定している時期（あくまでも見込みの時期で可）が記載された見積書等

7 事業内容の変更

交付決定後に、やむを得ない事情により、事業内容を変更する必要がある場合は、事前の変更承認を受ける必要があります。変更承認を受けない工事等は補助対象外となる場合がありますのでご注意ください。

なお、県公式ウェブサイト（コンテンツ番号 79732）に変更承認申請時の様式1・様式2の記入例を公開していますので、必要に応じて参照してください。

8 実績報告

(1) 計画した取組がすべて完了し、対象経費の支払いを全て終えた日（事業完了日）から1か月以内（ただし、令和8年3月31日が最終期限）に実績報告書類を提出する必要があります。（郵送の場合、当日消印有効。）

※期限までに実績報告書類の提出がない場合は、補助金をお支払いできませんのでご注意ください。

(2) 実績報告書類は、電子メール、郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。

▶ 電子ファイルでの申請【推奨】

所定の様式及び添付書類の電子ファイルを次の申請受付先までメールにてお送りください。

申請受付先

en-ondanka@pref.akita.lg.jp （生活環境部温暖化対策課代表メールアドレス）

▶ 郵送又は持参

所定の様式及び添付書類を次の申請受付窓口まで郵送又はご持参ください。

申請受付窓口

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 5階

生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

9 実績報告に必要な書類（実績報告書類）

実績報告に必要な書類は、次の表のとおりです。報告後に、必要に応じて内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがありますので、連絡等を受けた場合は速やかに対応してください。

※書類に不備がある場合は、補助金の支払いができないことがありますので、ご注意ください。

なお、県公式ウェブサイト（コンテンツ番号 79732）において、実績報告の際の様式 1 及び様式 2 の記入例を公開していますのでご参照ください。

No.	補助金交付対象事業	共通	添付書類
1	従業員等による脱炭素アドバイザー資格の取得支援	様式 1 ・ 様式 2 ・ 様式 7	- 脱炭素アドバイザー資格の取得事実を確認出来る書類（合格証の写しなど） - 取得経費の支払い事実を証明する書類（申請者から実施機関等に対象経費を支払った際の領収書、振込証明書等の写し） - 脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等の在職を証明する書類（健康保険証（社保）の写しなど）
2	CO ₂ 排出量等可視化サービスの導入利用		- 導入したCO₂排出量等可視化デジタルサービスの月額利用料の支払い事実を証明する書類（領収書、振込証明書等の写し）※ - 補助事業期間内に算定したCO₂排出量が分かる資料（サービス事業者が発行した実績報告書、期間内の排出量が記載されているウェブページのスクリーンショット等） ※ 領収書等に記載されているサービス名や利用期間が交付決定（事業内容を変更している場合は変更承認）を受けた内容と一致していることを確認してください。
3	省エネ診断の受診等		- 受診した省エネ診断の受診料又は省エネ伴走支援サービスの利用料の支払い事実を証明する書類（領収書、振込証明書等の写し）※ - 省エネ診断報告書、省エネ伴走支援サービスで策定した省エネ実践計画書等の写し ※ 領収書等に記載されている診断名やサービス名が交付決定（事業内容を変更している場合は変更承認）を受けた内容と一致していることを確認してください。

10 補助金の支払

実績報告の内容について、県が審査・完了検査を行い、補助金額を確定した後に、補助事業者から請求書を提出いただき、お支払いいたします（交付件数が多い場合は、審査に時間を要する場合があります）。

※請求書は交付要綱の様式 8 を用います。提出方法等については、別途、県から連絡いたします。

11 問い合わせについて

【担当】秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号 5 階

E-mail en-ondanka@pref.akita.lg.jp

※お急ぎでない場合は、メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。

TEL 018-860-1573

※電話受付時間： 9 時～12 時 13 時～17 時

※土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。

